

御杖村物品及び役務等検査要領の一部を改正する告示

御杖村物品及び役務等検査要領(令和3年御杖村告示第105号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「製造請負契約」を「請負契約(工事請負契約を除く。)」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 賃貸借契約

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる物品購入等契約は、検査報告書の作成を省略できるものとする。

(1) 消耗品費、印刷製本費、修繕費及び医薬材料費より支出する契約で、10万円未満のもの

(2) 燃料費、食糧費及び光熱水費より支出する契約

(3) 役務費のうち、通信運搬費、各種手数料及び保険料より支出する契約

(4) 第3号に掲げる細節を除く役務費より支出する契約で、10万円未満のもの

(5) 使用料及び賃借料より支出する契約

(6) 原材料費より支出する契約で、10万円未満のもの

(7) 備品購入費より支出する契約で、10万円未満のもの

様式第1号の様式を次のように改める。

検査報告書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。